【資料】

ＮＴＴ労働組合退職者の会神奈川県支部協議会会則

第一章　総則

第１条（名称と事務所）

この会の名称は「ＮＴＴ労働組合退職者の会神奈川県支部協議会（略称＝ＮＴＴ労組神奈川退職者の会）といい、事務所を横浜市中区長者町５の６０「ＮＴＴ労組・神奈川県グループ連絡会事務所内」におきます。

第２条（目的）

この会は、会員相互の親睦を図り、「ゆとり・豊かさ・社会的公正」を求め、ＮＴＴ労働組合と密接に連携しつつ現・退一致の運動を進める中から、福祉の増進、生活の向上を図ることを目的とします。

第３条（活動）

この会は、前条の目的を達成するためＮＴＴ労働組合と協力し次の活動を行います。

１．会員相互の親睦交流及び身近な福祉活動の充実と助け合い
２．ボランティア・社会貢献活動・地域貢献活動
３．高齢者のための年金・医療・介護等の社会保障制度充実の活動
４．関係団体との連携、統一的運動の推進
５．反戦平和・政治活動等の推進
６．その他老後の生活安定の諸活動

第二章　組織

第４条（組織）

この会は、ＮＴＴ労組退職者の会の下部組織とし、神奈川県支部協議会会員で構成します。

第三章　会員

第５条（会員）

退職者の会、入会資格者は次の基準に該当する者とします。

尚、会員はＮＴＴ労組規約第１８条３項に基づく「退職者特別組合員」となります。

１．ＮＴＴ、ＮＴＴグループ会社退職の年金受給者・受給資格者・受給権者（退職後５年以内の者）、およびＮＴＴ労組役職員の退職者
２．退職時４０才以上の者
３．ＮＴＴ労組運動方針を正しく理解する者
４．前項以外の者で、退職者の会への入会を希望する者は、支部協議会の推薦と中央協議会承認により会員となることができます。
５．前１項から４項の者は、会の定める入会金及び支部協議会会費の納入をもって会員とします。
６．原則２年間会費を納入しない者は脱会したものと認め、中央協議会に報告することとします。

第四章　機関

第６条（機関）

この会に次の機関をおきます。

１．総会
２．幹事会

第７条（総会）

総会は、この会の最高議決機関で加盟者全員で構成し、原則として毎年１０月に会長が招集します。ただし幹事会が必要と認めたときは、臨時に開くことができます。

なお、大規模災害、感染症蔓延等により集合開催が困難な場合は書面審議等にすることができます。

第８条（総会の議決事項）

次の事項は総会で決定します。

１．会則の改廃
２．活動方針

３．予算、決算
４．役員選出
５．外部団体への加入、脱退

第９条（幹事会）

幹事会は会長、副会長、事務局長、事務局次長、幹事、会計監査で構成し、必要に応じて開き、総会で決めたことを執行すると共に緊急な問題を処理します。

第五章　役員

第１０条（役員）

この会に次の役員をおきます。

１．会長	１名	５．幹事	若干名
２．副会長	若干名	６．会計監査	３名
３．事務局長	１名		
４．事務局次長	若干名		

第１１条（顧問）

この会に総会の承認を得て顧問をおくことができます。

第１２条（役員の責任）

１．会長はこの会を代表して一切の業務を統括します。
２．副会長は会長を補佐し、事故ある場合は業務を代行します。
３．事務局長は会長をたすけ業務を遂行します。
４．事務局次長は事務局長を補佐することとします。
５．幹事は業務を分担して、会の運営にあたります。
６．会計監査は会の会計を監査します。

第１３条（役員の選出及び任期）

役員は役員選考基準により役員選考委員会が推薦し総会で選出します。尚、任期は１年とします。
役員選考委員会は会長、副会長、事務局長で設置します。

第六章　会計

第１４条（経費）

この会の経費は、会費、寄付金、その他でまかないます。

第１５条（会費）

この会の会費は、年間２，４００円とします。但し、年度途中からの入会者は、免除します。

第１６条（弔慰金）

会員死亡にあたり弔慰金５，０００円を支払い、中央協議会弔慰金５，０００円と併せて１０，０００円を支払うこととします。

第１７条（会計年度）

この会の会計年度は、毎年９月１日から８月３１日までとします。

第１８条（決算）

会計は毎年毎に決算を行い、会計監査を得て、総会で承認を得なければなりません。

第七章　特別代議員

第１９条（特別代議員）

１．支部協会長・事務局長をＮＴＴ労組南関東総支部大会の特別代議員とします。
２．支部協会長はＮＴＴ労組南関東総支部委員会の特別委員とします。
３．特別代議員は、退職者の会代表としてＮＴＴ労組方針の理解を促進し、より密接な連携を図ると共に、退職者・高齢者の意志をＮＴＴ労組組織活動に反映することとします。
尚、議決権は有しないこととします。

第八章　附則

第２０条（規約の準用）

この会則に、定めていない事項についてはＮＴＴ労働組合規約を準用します。

第２１条（会則の改正）

この会則の改正は、総会で出席者の３分の２以上の賛成を必要とします。

第２２条（会則の施行）

１．この会則は、１９９９年2月２０日より施行します。

２．この会則は１９９９年１１月２０日より一部改正施行します。

３．この会則は２０００年１１月２９日より一部改正施行します。

４．この会則は２００２年１１月９日より一部改正施行します。

５．この会則は２００４年１１月６日より一部改正施行します。

６．この会則は２００６年１１月１１日より一部改正施行します。

７．この会則は２００７年１１月１０日より一部改正施行します。

８．この会則は２００９年１１月７日より一部改正施行します。

９．この会則は２０１０年１１月１３日より一部改正施行します。

（第１６条は２０１１年1月１日より施行します）

１０．この会則は２０１１年１１月５日より一部改正施行します。

１１．この会則は２０１５年１０月３１日より一部改正施行します。

１２．この会則は２０２２年１０月２９日より一部改正施行します。

永年役員表彰制度（第１６回総会確認事項）

中央協議会の永年役員表彰制度の見直し（対象者；支部協議会の会長および事務局長の職務を通算５年間遂行した方）および、ＮＴＴ退職年齢の６５歳への引き上げに伴い、支部協議会の表彰制度について次の通り見直します。

（１）全国総会当日時点において、全役員を対象に通算５年目・１０年目に達した役員に対し記念品を贈呈する。
　　５年目表彰；　５，０００円相当
　１０年目表彰；１０，０００円相当
（２）役員退任時に役員経験年数×１，０００円を慰労金として支払う。

ＮＴＴ労組退職者の会神奈川県支部協議会役員選考基準
（第１０回総会確認事項）

役員選出は、ブロック別の会員数、会員年齢別層などを考慮し選考する。但し、役員年齢は第１１回定期総会から総会時の年齢７９歳迄とする。